



青森県報

号外第七十九号

平成十四年八月五日 (月曜日)

目次

特定漁港漁場整備事業計画の公表

右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
.....
((((((((((((((((((((((((
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
))))))))))))))))))))))))
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(漁港漁場整備課)

公告

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第一項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び北海道農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所にて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木村守男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第一項の規定により、大畑地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木村守男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第一項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木村守男

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び北海道農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所にて縦覧に供する。

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、三沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、岩崎地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、十三地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、今別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、平内地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、脇野沢地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、
下浜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表す
る。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下
北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、
野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下
北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、
百石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。
なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び三
戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月五日

青森県知事 木 村 守 男

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭